

# 令和3年第4回桶川市農業委員会総会 議事録

令和3年4月23日（金） 午後2時から

場所：桶川市役所 会議室 305

【出席委員】 農業委員	1 小峯完治、2 和久津一美、3 岩崎真一、4 大野仁、5 加藤俊子、6 熊井茂夫、7 倉持成彦、8 白根行枝、9 砂川富夫、10 住谷行雄、11 滝沢和一
【欠席委員】	なし
【傍聴人】	0名
事務局長	只今より、令和3年第4回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち11名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、和久津委員にお願いします。
和久津委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。
小峯会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。  (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 10番の住谷委員と、11番の滝沢委員にお願いします。
議長	次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案について説明させていただきます。 農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年4月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。 今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。 農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。 農地法第3条の規定による許可を受けるためには、次の5つの要件を全て満たすことが必要になります。

	<p>1つ目が、全部効率要件で、いわゆる全部耕作要件です。 申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。 申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があり、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、下限面積要件です。 申請地を含め、耕作する農地の合計が50a以上であることが必要です。</p> <p>4つ目が、地域との調和要件です。 申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>5つ目は、法人の場合に必要な要件です。 法人が農地を取得するには、農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。</p> <p>それでは、まず第1号件についてご説明いたします。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりでございます。</p> <p>譲受人は、畑を約5,130㎡所有しており、下限面積要件を満たしていると考えております。</p> <p>所有している農地のうち、やむを得ず不耕作地になっている土地があるようですが、その他の土地については適正に管理しており、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>また、譲受人は年間200日農作業に従事しているとのことです。 譲受人は、譲渡人の親族であるため、今後地域との調和を図ることは可能であるとと考えております。</p> <p>なお、申請地取得後は、季節野菜を栽培する予定とのことで伺っております。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の 大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。 4月16日に現地調査を行いました。 申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、聞き取り調査の結果報告を、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>今回は、事務局が聞き取り調査を行いました。 譲受人が所有している土地のうち、不耕作地になっている土地一覧と、その理由が現地調査資料の7ページに記載されております。</p>

	<p>土地の周辺が竹藪や残土置場になっており、入ることが困難であるため、不耕作地になっているようです。</p> <p>周辺が残土置場になっているところに関しては、譲受人が業者に対し直接話をしに行ったところ、追い返されてしまったそうです。</p> <p>今後はその土地も耕作する意思があるようでした。</p> <p>聞き取り調査の結果は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
小峯会長（議長）	<p>では、私からよろしいでしょうか。</p> <p>熊井委員は、この残土置場の周辺に農地を所有していると記憶していますが、熊井委員の農地は大丈夫ですか。</p>
熊井委員	<p>この業者は勝手に残土置場を広げているようで、私の農地も以前は残土置場にされていました。</p> <p>現在は問題が解消し、農地として管理しています。</p>
加藤委員	<p>残土置場になっている土地の現況は、どうなっているのですか。</p> <p>航空写真とは異なっているのですか。</p>
事務局	<p>この土地の現況は、航空写真の通りです。</p> <p>現在も残土置場として利用されており、桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例に違反している恐れがあります。</p> <p>そのため、環境課と連携し、4月6日にこの業者に対して是正指導を行いました。</p> <p>今後も経過観察を行いますが、皆様も注視していただき、何かありましたら情報提供をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に何かありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案第2号件について説明させていただきます。</p> <p>引き続き、農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年4月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p>

	<p>審査内容は、第1号件と同じになります。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりでございます。</p> <p>譲受人は、北本市において畑を2,226㎡所有しています。</p> <p>また、北本市と桶川市で併せて13,271㎡借りているため、下限面積要件を満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、その全ての土地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、年間300日農作業に従事しているとのことで、現在も申請地を借用していることから、今後も地域との調和を図ることは可能であると考えております。</p> <p>申請地取得後は、引き続き胡蝶蘭とタマリユウを栽培する予定とのことで伺っております。</p> <p>なお、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることは、既に事務局で確認しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の 大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>4月16日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、聞き取り調査の結果報告を、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>今回申請に至った理由は、相続により所有権を取得したからだと仰っていました。</p> <p>今までは、農地法第3条の許可の許可により、父親から借りて使用しておりましたが、父親が亡くなったことにより、申請者が相続したそうです。</p> <p>個人である申請者から、法人の取締役である申請者に対し、所有権を移転すべく、今回の申請を行ったそうです。</p> <p>なお、北本市の土地については、北本市農業委員会に対し同様の申請を行っているようでした。</p> <p>聞き取り調査の結果は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局に説明していただきますが、この案件につきましては、委員の中に「農業委員会等に関する法律」第31条第1項で定められた、「農業委員会の委員又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できない」との規定に該当する委員が含まれておりますので、該当する委員の本案件審議中の退室を求めます。</p> <p>（白根委員退室）</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明いたします。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年4月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請件数は、14件です。</p> <p>新規のものが2件で、利用権の設定期間はどちらも5年間です。</p> <p>再設定のものは11件で、利用権の設定期間は5年間のものが4件、10年間のものが7件です。</p> <p>残りの1件は、解約です。</p> <p>なお、利用権を設定する土地の合計面積は6,931㎡となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>4月16日に現地調査を行いました。</p> <p>どこの土地も写真のとおり適正に管理されておりましたので、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。

	<p>それでは、退室した委員に入室するよう伝えてください。</p> <p>(白根委員入室)</p>
議長	<p>続きまして、次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の3~4ページをご覧ください。</p> <p>全部で15件で、全て所有権の移転です。</p> <p>転用目的は、住宅敷地が13件、道路敷地が1件、サービス付き高齢者住宅が1件です。</p> <p>なお、令和3年3月19日から同年4月16日までの専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>今回の現地調査は、令和3年5月18日(火)の午前9時から、第2班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。</p> <p>また、今回の農業委員会総会は、令和3年5月25日(火)の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染予防の観点から、人数を制限する可能性がございますので、その際はその旨を通知いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、和久津委員に閉会をお願いいたします。</p>
和久津委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後2時37分</p>